

公告

県庁生協発第 160号
令和 5年 1月12日
茨城県庁生活協同組合
理事長 飯塚 博之

組合員のみなし自由脱退手続きについて

茨城県庁生活協同組合定款（昭和36年6月6日議決 昭和36年7月1日認可）第10条第2項、第3項、第4項、及び茨城県庁生活協同組合みなし自由脱退手続きに関する規約（平成30年7月23日施行）に基づき、下記のとおり「みなし自由脱退」の手続きを行います。

記

1 「みなし自由脱退」とは

毎年12月31日を基準日として、1年以上組合の事業を利用しておらず、通知書等が2期連続して宛名不明で返送され所在が確認できていない組合員を脱退の予告があったものとみなし、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて脱退することをいいます。

2 対象となる組合員

2022年12月31日を基準日とし、1年以上組合の事業を利用しておらず、通知書等が2期連続して宛名不明で返送され、所在が確認できていない組合員を「みなし自由脱退」の対象者とします。

3 公告期間

2023年1月12日～2023年2月28日

4 住所の連絡（お願い）

該当すると思われる方は、速やかに当生協事務局へお申し出ください。

なお、公告期間中は、対象者の名簿を当生協事務局に備え置き、組合員及び組合員と同一生計を営む家族のみ閲覧可能とします。

公告期間中に住所の確認が取れた組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外します。

5 公告後の処理

2023年2月28日までに届出のなかった「みなし自由脱退対象者」は「みなし自由脱退者」として脱退手続きを行います。定款10条第2項により、理事会での承認に基づき脱退手続きを行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退となります。また、その結果については、次の総代会にて報告します。

6 脱退手続き後について

脱退手続きを行った事業年度以降は組合員資格を喪失しますが、2年間は出資金をお預かりしております。この間にお申し出いただければ出資金を返還することができますが、それ以降は返還できなくなりますのでご了承ください。

7 お問い合わせ窓口

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県庁生活協同組合 事務局 管理課 TEL 029-301-6150

営業時間：8時30分～17時30分